瀬戸市選挙管理委員会告示第21号

瀬戸市公職選挙管理規程(昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11 号)の一部を次のように改正する。

平成28年9月29日

瀬戸市選挙管理委員会 委員長 加藤唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する

	改正後	改正前
	(送致目録)	(送致目録)

第17条の4 法第48条の2第5項の規定によ|第17条の4 法第48条の2第2項の規定によ り読み替えて適用される法第55条の規定によ って投票箱等を委員会に送致するときは、第9 号様式の2による送致目録を添付しなければな らない。

(投票箱の保管)

第17条の6 委員会は、法第48条の2第5項 第17条の6 委員会は、法第48条の2第2項 の規定により読み替えて適用される法第55条 の規定によって投票箱等の送致を受けたとき は、その投票管理者の面前において投票箱及び その鍵の封印の異状の有無を検査し、投票録 (宣言書、在外投票に係る投票録等を含 む。)、選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿 の抄本を点検した後これを受領して、確実に保 管しなければならない。

(実費弁償及び報酬の額)

第35条 <省略>

運動に従事する者(選挙運動のために使用する 事務員、専ら法第141条第1項の規定により 選挙運動のために使用される自動車又は船舶の (送致目録)

り読み替えて適用される法第55条の規定によ って投票箱等を委員会に送致するときは、第9 号様式の2による送致目録を添付しなければな らない。

(投票箱の保管)

の規定により読み替えて適用される法第55条 の規定によって投票箱等の送致を受けたとき は、その投票管理者の面前において投票箱及び その鍵の封印の異状の有無を検査し、投票録 (宣言書、在外投票に係る投票録等を含 む。)、選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿 の抄本を点検した後これを受領して、確実に保 管しなければならない。

(実費弁償及び報酬の額)

第35条 <省略>

2 法第197条の2第2項の規定により、選挙 2 法第197条の2第2項の規定により、選挙 運動に従事する者(選挙運動のために使用する 事務員、専ら法第141条第1項の規定により 選挙運動のために使用される自動車又は船舶の

上における選挙運動のために使用する者、専ら 手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記 (法第197条の2第2項に規定する要約筆記) をいう。以下別表第6第2項において同じ。) のために使用する者に限る。) 1人に対し支給 することができる報酬の額は、別表第6のとお りとする。

上における選挙運動のために使用する者及び専 ら手話通訳のために使用する者に限る。) 1人 に対し支給することができる報酬の額は、別表 第6のとおりとする。

別表第6(第35条関係)

- 1 <省略>
- 2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運 に使用する者1人に対し支給することができる 報酬の額 1日につき 1万5,000円

別表第6 (第35条関係)

- 1 <省略>
- 動のために使用される自動車又は船舶の上にお 動のために使用される自動車又は船舶の上にお ける選挙運動のために使用する者、専ら手話通 ける選挙運動のために使用する者及び専ら手話 訳のために使用する者及び専ら要約筆記のため 通訳のために使用する者1人に対し支給するこ とができる報酬の額 1日につき 1万5,0 00円

第20号様式の5及び第20号様式の7中「15,300円」を「15, 800円」に、第20号様式の6及び第20号様式の7中「301,87 5円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、第2 0号様式の11及び第20号様式の12中「7円30銭」を「7円51 銭」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の瀬戸市公職選挙管理規程の規定は、この告示 の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙 について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙につい ては、なお従前の例による。